

価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円の緊急支援給付金を給付します。

●支給対象世帯

令和4年9月30日時点において益田市に住民登録がある方で、次の①または②に該当する世帯の世帯主に支給します。

- ①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

●給付金の支給額

1世帯あたり5万円 ※1世帯1回限り。①と②を重複して受給することはできません。

●給付金の支給手続き

上記①、②で手続きが異なりますのでご注意ください。

①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯

(1) 市から「確認書」が届きます → (2) 市に返送 → (3) 支給決定通知・支給（口座振込）

- (1) 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された「確認書」を順次郵送します。
 - (2) 「確認書」が届いたら内容を確認のうえ、同封の返信用封筒にて必要書類を返送してください。
 - (3) 市から支給決定通知書を郵送し、給付金を登録口座に振込みます。
- ※「確認書」の郵送に時間を要する世帯もありますのでご了承ください。

②新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

(1) 申請が必要です → (2) 確認 → (3) 支給決定通知・支給（口座振込）

(1) 給付金を受取るには申請が必要です。 申請期限：令和5年1月31日(火)

〈申請に必要な書類〉

申請書、本人確認書類の写し、世帯の状況を確認できる書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、
申立書、令和4年中の収入の見込額または任意の1カ月の収入状況が確認できる書類
※申請書等は、福祉総務課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等提出先：福祉総務課（福祉事務所2階） ☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 福祉総務課」宛

- (2) 申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの確認を行います。
- (3) 支給要件を満たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

【問い合わせ先】市福祉総務課 地域福祉係 ☎ 31-0664（平日 8:30～17:15）

FAX 23-5454 ✉ fukushi@city.masuda.lg.jp